

郵便入札について

令和3年4月1日
静岡県島田市

1 郵便入札とは

郵便入札とは、従来の入札参加者が入札会場に参集して入札書を提出する方法と異なり、あらかじめ指定された日時までに、書留郵便（簡易書留を含む。）又は直接持参して入札書を提出する方法により行う入札です。

2 対象案件

郵便入札の対象は、市が実施する競争入札（財務規則第181条の2に規定する電子入札の方法によるものを除く。）のうち、市長が指定したものです。

3 入札書の送付方法等

(1) 次のアからエの送付方法によらない入札書は、無効となりますので十分にご注意ください。

ア 封筒を用意し、入札書を封印すること。（入札条件として積算内訳書等の提出が定められている場合は、これも同封すること。）

イ 入札書を封入した封筒には、表面に「入札書在中」と朱書きし、裏面に入札番号（入札番号が付されている場合のみ）、事業名、入札者住所、商号、代表者氏名」を記載すること。（3ページに記載例あり）

ウ 入札書を封入した封筒が指定した期日までに入札執行担当課に到着していること。

エ 入札案件 1件につき1通の封筒を使用すること。

(2) 郵送するにあたっては、郵便事情を十分考慮し、提出期限までに到達するよう余裕を持って発送してください。また、直接持参する場合は、市役所の開庁時間内（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）に持参してください。

(3) 入札書（入札条件として積算内訳書等の提出が定められている場合は、これを含む。）の日付は、開札日としてください。

4 入札書の提出期限

(1) 入札書の提出期限は、一般競争入札の場合は公告に、指名競争入札の場合は指名通知に、それぞれ記載します。原則として、入札執行日（開札日）の前日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。）の午後3時が提出期限となります。

(2) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、受け付けないものとします。

5 開札について

入札書の開札は、一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に記載された

入札執行日時に、入札執行場所において行います。

なお、入札参加者は、希望があれば入札に立ち会うことができます。

6 くじによる落札者決定について

落札となるべき同額の入札者が2人以上あるときは、地方自治法施行令の規定により、くじ引きにより落札者を決定します。

なお、くじ引きの対象となる入札者（以下「対象者」という。）が当該入札に立ち会っていない場合は、当該入札事務に関係のない市の職員が代わりにくじを引くものとしします。

7 入札結果について

落札者には、入札終了後速やかに、電話又はファックスにより入札結果を連絡し、契約の締結に必要な事項を指示します。

なお、入札結果は、島田市のホームページに掲載します。

8 その他注意事項

- (1) 一度提出した入札書は、引換え・変更・取消しをすることができませんので、提出する前に十分確認してください。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、入札書は無効となり、入札に参加できません。
 - ア 入札書提出期限までに、入札書が到達しないとき。
 - イ 上記3(1)に定める入札書送付方法によらずに入札書が送付されたとき。
 - ウ 入札心得に規定する入札の無効となる事項に該当するとき。
- (3) 「島田市郵便入札実施要領」に基づき入札を執行するため、この要領を熟読してください。

【入札書封筒記載例】

郵送方法は、書留（一般書留）、簡易書留又は持参に限る。

表面

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

静岡県島田市〇〇町 〇番〇号
(島田市 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 行)

島田市 宛て

市長

書留

入札書 在中

裏面

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 株式会社

〇〇市 〇〇町 〇〇番地の〇〇

〇〇〇〇

入札番号 第〇〇号

事業名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者印 (委任先ある場合) を押印してください。

入札公告または指名競争入札通知書に記載された提出先（入札執行担当課）宛てに提出してください。

必ず「入札書在中」と朱書きしてください。